

令和4年草加市議会 6月定例会提出議案及び報告

- ・ 提出議案及び報告一覧
- ・ 概要

議案数		報告数	
専決処分承認	1 件		
補正予算	1 件		
条例	9 件	専決処分(損害賠償)	1 件
指定管理者	2 件	繰越計算書	7 件
人事	1 件	事業報告	3 件
計	1 4 件	計	1 1 件

2022年5月

令和4年草加市議会6月定例会 提出議案・報告一覧

議 案

第29号議案 専決処分の承認を求めることについて[草加市税条例の一部を改正する条例]P. 4

地方税法等の一部改正に伴い、令和4年度の土地に係る固定資産税及び都市計画税の負担調整措置の新設、下水道除害施設に係る固定資産税の課税標準の特例割合の見直し、固定資産税課税台帳の閲覧等に係る支援措置の明確化等を行うとともに、条文の所要の整備を行うものです。

第30号議案 令和4年度草加市一般会計補正予算（第1号） (P. 6・7)

第31号議案 草加市の選挙公営に関する条例の一部を改正する条例の制定についてP. 8

公職選挙法施行令の一部改正に鑑み、市議会議員及び市長の選挙における選挙運動用自動車の使用並びに選挙運動用ポスター及びビラの作成に係る公費負担の限度額を引き上げるものです。

第32号議案 市長等の給与等に関する条例及び議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてP. 9

令和4年1月25日付け草加市特別職報酬等審議会の答申に鑑み、市長、副市長、病院事業管理者及び教育長並びに議会の議長、副議長及び議員の期末手当の支給率を引き下げるものです。

第33号議案 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてP. 9

令和3年人事院勧告に鑑み、一般職の職員、特定任期付職員及び会計年度任用職員の期末手当の支給率を引き下げるものです。

第34号議案 草加市税条例等の一部を改正する条例の制定についてP. 10

地方税法等の一部改正に伴い、住宅借入金等特別税額控除の延長、貯留機能保全区域の指定を受けた土地に係る課税標準の特例割合の設定等を行うとともに、条文の所要の整備を行うものです。

第 3 5 号議案 草加市体育施設設置及び管理条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について……………P. 12

松原テニスコート整備工事に遅れが生じたことにより、施行期日を変更するものです。

第 3 6 号議案 草加市立松原児童青少年交流センター設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定について……………P. 12

草加市立松原児童青少年交流センター建設工事に遅れが生じたことにより、施行期日を変更するものです。

第 3 7 号議案 草加市こども医療費支給に関する条例等の一部を改正する条例の制定について……………P. 12

子育て世帯、ひとり親世帯及び重度心身障がい者の経済的負担を軽減し、安心して医療を受けられる環境づくりの推進を図るため、こども医療費、ひとり親家庭等医療費及び重度心身障害者医療費の現物給付の対象医療機関等の範囲を拡大するとともに、ひとり親家庭等医療費の自己負担金を廃止するものです。

第 3 8 号議案 草加市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について……………P. 14

草加都市計画地区計画の変更に伴い、獨協大学前＜草加松原＞駅西側地区地区整備計画区域における環境調和型住宅ゾーンの地区の名称を変更するとともに、草加柿木産業団地地区地区整備計画区域における建築物の壁面の位置の制限の一部について除外対象を定めるものです。

第 3 9 号議案 草加市市営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定について……………P. 17

配偶者からの暴力を受けた被害者の居住の安定を図り、その自立を支援するため、市営住宅の優先入居対象者のうち、配偶者からの暴力を受けた被害者の範囲を拡大するとともに、その他入居に係る条件の一部を明確化するものです。

第 4 0 ・ 4 1 号議案 指定管理者の指定について……………P. 18

松原テニスコート及び草加市立松原児童青少年交流センターの指定管理者を指定するものです。

第 4 2 号議案 監査委員の選任につき同意を求めることについて……………P. 18

報 告

- 第 6 号報告 専決処分の報告について（事故による損害賠償）
第 7 号報告 令和 3 年度草加市一般会計継続費繰越計算書の報告について
第 8 号報告 令和 3 年度草加市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
第 9 号報告 令和 3 年度草加市一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について
第 10 号報告 令和 3 年度草加都市計画事業新田駅西口土地区画整理事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について
第 11 号報告 令和 3 年度草加市水道事業会計継続費繰越計算書の報告について
第 12 号報告 令和 3 年度草加市水道事業会計予算繰越計算書の報告について
第 13 号報告 令和 3 年度草加市公共下水道事業会計予算繰越計算書の報告について
第 14 号報告 令和 3 年度草加市土地開発公社事業報告書及び事業会計決算書の提出について
第 15 号報告 令和 3 年度公益財団法人草加市スポーツ協会事業報告書及び決算書の提出について
第 16 号報告 令和 3 年度公益財団法人草加市文化協会事業報告書及び決算書の提出について

(P. 19)

議 案

第29号議案 専決処分の承認を求めることについて〔草加市税条例の一部を改正する条例〕【資産税課・市民税課 専決処分日：令和4年3月31日】

1 目的

地方税法等の一部改正に伴い、令和4年度の土地に係る固定資産税及び都市計画税の負担調整措置の新設、下水道除害施設に係る固定資産税の課税標準の特例割合の見直し、固定資産税課税台帳の閲覧等に係る支援措置の明確化等を行うとともに、条文の所要の整備を行うものです。

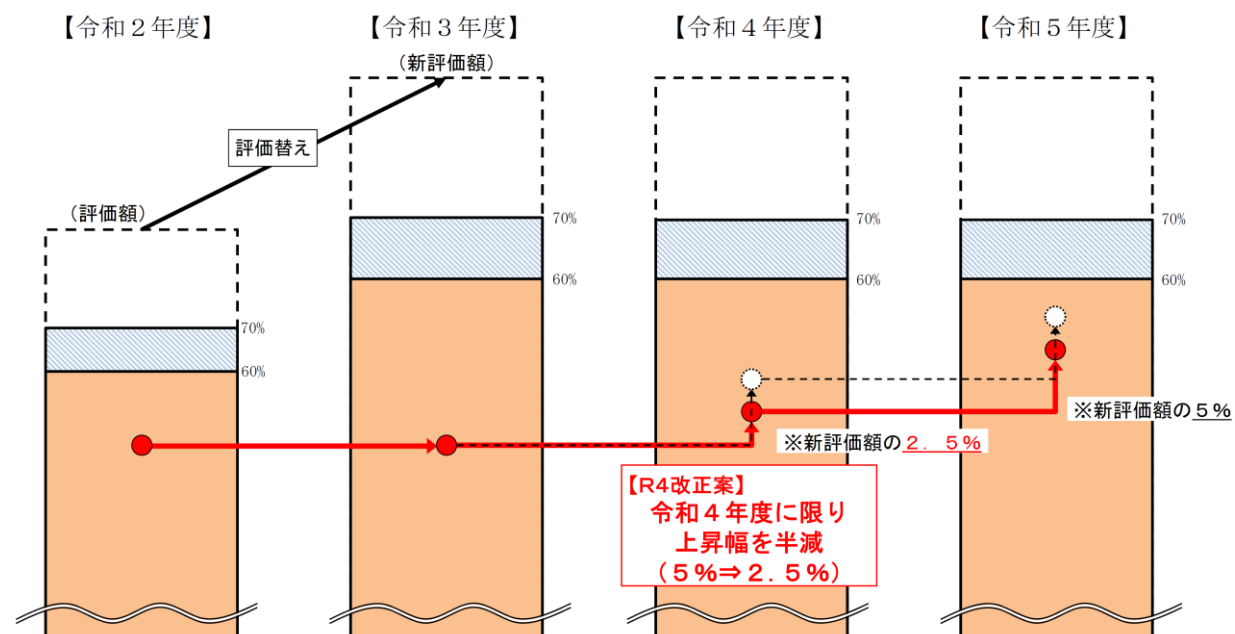
2 内容

(1) 土地に係る固定資産税及び都市計画税の負担調整措置の新設

令和4年度限りの措置として、商業地等(負担水準が60%未満の土地に限ります。)の令和4年度の課税標準額を、令和3年度の課税標準額に令和4年度の評価額の2.5% (通常は5%とする割合を半減する特例措置) を加算した額とします。

固定資産税の課税の仕組み(令和3年度～令和5年度)

令和4年度改正案(商業地等)



(2) 下水道除害施設に係る固定資産税の課税標準の特例措置の見直し

下水道除害施設（※）に係る課税標準の特例措置について、令和４年３月３１日までの措置が２年間延長され、当該特例措置に係る参酌基準が変更されたことに伴い、下水道除害施設の課税標準となるべき価格に乗じる特例割合を見直します。

【特例割合】現行：４分の３ → 改正後：５分の４（国の参酌基準とおり）

（※）下水道除害施設

公共下水道の機能を妨げ、又は損傷するおそれのある下水を排出する使用者（事業者等）が、下水による障害を除去するために設置する施設で、油水分離装置、汚泥処理装置、中和装置、ろ過装置などの資産（特例措置の対象は、新たに下水道が整備されたことにより設置義務が生じる者が取得するものとなります。）

(3) 固定資産課税台帳の閲覧等に係る支援措置の明確化

DV被害者（配偶者からの暴力を受けた被害者）等の固定資産課税台帳の閲覧及び記載事項証明の交付に関する支援措置（※）の取扱いについて、法と同様に明記します。

（※）住民基本台帳事務に係る支援措置の申出がなされた場合等において、DV被害者等の住民基本台帳上の住所を削除する等の措置

(4) その他

地方税法等の一部改正に伴う引用条項、語句等を整える改正を行います。

3 施行期日等

(1) 施行期日

令和４年４月１日から施行します。

(2) 経過措置

ア 改正後の固定資産税・都市計画税に関する部分は、令和４年度以後の固定資産税・都市計画税について適用し、令和３年度分までのこれらの税については、なお従前の例によるものとします。

イ 令和２年４月１日から令和４年３月３１日までの間に取得された下水道除害施設に課税する固定資産税については、なお従前の例によるものとします。

<影響等>

- ・商業地等の固定資産税・都市計画税の負担調整措置の影響額：令和３年度ベースで、約１,１９０万円の減収
- ・下水道除害施設に係る固定資産税特例措置：市における特例措置の実績はありません。
- ・支援措置の明確化：現行においても住民基本台帳事務と連動して運用しているため、事務に影響はありません。

第 3 0 号議案 令和 4 年度草加市一般会計補正予算（第 1 号）

補正前の歳入・歳出予算額 89,379,000千円

歳入・歳出補正予算額 860,046千円

補正後の歳入・歳出予算額 90,239,046千円

補正予算の主な内容

歳 入 ※丸番号については、歳入の特定財源及び歳出の充当先事業を表したものです。 (千 円)

款	補 正 額	主 な 内 容	
13 使用料及び手数料	958	①競技場使用料(松原テニスコート)	958
14 国庫支出金	736,711	②新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 (情報推進課)	20,187
		③デジタル田園都市国家構想推進交付金	72,063
		④新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 (危機管理課)	89,371
		⑤母子家庭等対策総合支援事業費補助金	246,033
		⑥新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 (子育て支援課)	139,560
		⑦生活困窮者自立支援事業費補助金	39,240
		⑧生活困窮者自立支援事業事務費補助金	12,029
		⑨新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 (産業振興課)	95,000
		⑩新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 (学務課)	23,228
15 県支出金	1,918	⑪学校安全総合支援事業委託金	898
		⑫道德教育の抜本的改善・充実に係る支援事業委託金	1,020
18 繰入金	120,459	・財政調整基金繰入金	120,459
合 計	860,046		

歳 出

(千 円)

款	補 正 額	主 な 内 容	特定財源	
2 総務費	259,272	・情報システム推進事業[情報推進課]	②	20,187
		・IT・市民サービス推進事業[情報推進課]	③	144,126
		・草加市議会議員一般選挙執行[選挙管理委員会]		1,845
		・草加市長選挙執行[選挙管理委員会]		229
		・災害対応(応急)に係る科目存置[危機管理課]	④	89,371
		・スポーツ振興事業[スポーツ振興課]	①	3,514
3 民生費	458,662	・ひとり親家庭等支援事業[子育て支援課]	⑤⑥	385,593
		・児童館・児童センター運営事業[子ども育成課]		21,800
		・生活困窮者自立支援事業[生活支援課]	⑦⑧	51,269
4 衛生費	21,966	・予防接種事業[健康づくり課]		21,966
7 商工費	95,000	・新型コロナウイルス感染症に係る緊急経済対策事業 [産業振興課]	⑨	95,000
10 教育費	25,146	・豊かな心推進事業[指導課]	⑪⑫	1,918
		・学校給食管理運営事業[学務課]	⑩	23,228
合 計	860,046			

・債務負担行為の補正

分類	事 項 (期 間)	限度額
追加(新規設定分)	体育施設等管理運営事業(令和3年度設定分)(令和4年度～令和8年度)	37,774千円
追加(新規設定分)	児童館・児童センター運営事業(松原児童青少年交流センター)(令和4年度～令和8年度)	344,000千円

第 3 1 号議案 草加市の選挙公営に関する条例の一部を改正する条例の制定について【選挙管理委員会事務局】

1 目的

公職選挙法施行令の一部改正に鑑み、市議会議員及び市長の選挙における選挙運動用自動車の使用並びに選挙運動用ポスター及びビラの作成に係る公費負担の限度額を引き上げるものです。

2 内容

次のとおり選挙運動用の自動車の使用並びに選挙運動用ポスターの作成及びビラの作成の公費負担の限度額（単価）を、公職選挙法施行令で定める上限額と同額に引き上げるものです。

【公費負担の一覧】

区 分		改正前単価	→ 改正後単価
一般運送契約（ハイヤー方式）（1日当たり）		64,500円	（変更なし）
一般運送契約 以外の契約	自動車の借入（1日当たり）	15,800円	16,100円
	燃 料 費（1日当たり）	7,560円	7,700円
	運転手の雇用（1日当たり）	12,500円	（変更なし）
ポスター作成	印刷費（1枚当たり）	525円6銭	541円31銭
	企画費（定額）	310,500円	316,250円
ビラの作成（1枚当たり）		7円51銭	7円73銭

3 施行期日等

(1) 施行期日

公布の日から施行します。

(2) 適用区分

改正後の公費負担の限度額は、この条例の施行の日以後その期日を告示される選挙から適用し、同日前にその期日を告示された選挙については、なお従前の例によるものとします。

第32号議案 市長等の給与等に関する条例及び議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について【職員課】

1 目的

令和4年1月25日付け草加市特別職報酬等審議会の答申に鑑み、市長、副市長、病院事業管理者及び教育長並びに議会の議長、副議長及び議員の期末手当の支給率を引き下げるものです。

2 内容

期末手当の支給割合を4.45月分から4.3月分に引き下げるため、支給率を次のとおり改めます。

- ・ 令和4年度以降の期末手当支給率

6月・12月期期末手当 100分の222.5 → 100分の215

3 施行期日等

(1) 施行期日

公布の日から施行します。

(2) 令和3年12月期の期末手当支給月数引下げ相当額の調整

令和3年12月期の引下げを見送った期末手当の支給月数の引下げに相当する額を令和4年6月期の期末手当から減額する調整を行います。

第33号議案 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について【職員課】

1 目的

令和3年人事院勧告に鑑み、一般職の職員、特定任期付職員及び会計年度任用職員の期末手当の支給率を引き下げるものです。

2 内容

(1) 再任用以外の職員の期末手当支給率の改定

期末手当の支給割合を2.55月分から2.4月分に引き下げるため、支給率を次のとおり改めます。

- ・ 令和4年度以降の期末手当支給率

6月・12月期期末手当 100分の127.5 → 100分の120

※期末手当の引下げの結果、期末手当と勤勉手当を合計した支給割合は、4.45月分→4.3月分となります。

(2) 再任用職員の期末手当支給率の改定

期末手当の支給割合を1.45月分から1.35月分に引き下げるため、支給率を次のとおり改めます。

- 令和4年度以降の期末手当支給率

6月・12月期期末手当 100分の72.5 → 100分の67.5

※期末手当の引下げの結果、期末手当と勤勉手当を合計した支給割合は、2.35月分→2.25月分となります。

(3) 特定任期付職員の期末手当支給率の改定

期末手当の支給割合を3.35月分から3.25月分に引き下げるため、支給率を次のとおり改めます。

- 令和4年度以降の期末手当支給率

6月・12月期期末手当 100分の167.5 → 100分の162.5

(4) 会計年度任用職員の期末手当支給率の改定

期末手当の支給割合を令和4年度から2.55月分から2.4月分に引き下げるため、支給率を次のとおり改めます。

- 令和4年度以降の期末手当支給率

6月・12月期期末手当 100分の127.5 → 100分の120

3 施行期日等

(1) 施行期日

公布の日から施行します。

(2) 令和3年12月期の期末手当支給月数引下げ相当額の調整

会計年度任用職員以外の職員については、令和3年12月期の引下げを見送った期末手当の支給月数の引下げに相当する額を令和4年6月期の期末手当から減額する調整を行います。

第34号議案 草加市税条例等の一部を改正する条例の制定について【市民税課・資産税課】

1 目的

地方税法等の一部改正に伴い、住宅借入金等特別税額控除の延長、貯留機能保全区域の指定を受けた土地に係る課税標準の特例割合の設定等を行うとともに、条文の所要の整備を行うものです。

2 内容

(1) 住宅借入金等特別税額控除の延長（個人市民税）

住宅借入金等特別税額控除（所得税から控除しきれなかった住宅借入金等特別控除額を個人住民税から控除するもの）について、適用の対象を4年延長し、対象となる入居期限を令和7年12月31日までに入居した者としします。

なお、条例における改正箇所ではありませんが、地方税法の一部改正により、控除限度額についても見直されます。

	改正前	改正後
居住年	平成26年4月～令和3年12月	令和4年1月～令和7年12月
控除限度額 (法規定)	所得税の課税総所得金額等の7% (最高13万6,500円)	所得税の課税総所得金額等の5% (最高9万7,500円)

(2) 貯留機能保全区域の指定を受けた土地に係る課税標準の特例割合の設定（固定資産税）

特定都市河川浸水被害対策法に規定する貯留機能保全区域（※）の指定を受けた土地について、令和7年3月31日までの特例措置として、指定後の最初の3年間、固定資産税・都市計画税の課税標準を、課税標準となるべき価格に4分の3（市で定める特例割合）を乗じて得た額としします。

（※）貯留機能保全区域

河川の氾濫により溢れた水・雨水を一時的に貯留する機能を有する土地（河川に隣接した水田区域等）のうち、都市の浸水の拡大を抑制する効用があると認められ、都道府県知事等の指定を受けた土地（草加市内に該当土地はありません。）

(3) その他

ア 令和6年度課税分から、上場株式等の配当等及び譲渡所得金額に係る所得について、所得税と個人住民税の課税方式を一致させることとしします。（個人市民税）

イ 固定資産課税台帳記載事項証明の交付等を行う際に、DV被害者等の登記簿上の住所が含まれている場合は、登記所から通知される住所に代わる事項を記載することとしします。（固定資産税）

ウ 法改正に伴い、条文中に引用する条項及び語句を整えます。

3 施行期日等

(1) 施行期日

公布の日から施行します。ただし、次の事項は、当該期日から施行します。

ア 住宅借入金等特別税額控除の延長 令和5年1月1日

イ 上場株式等の配当所得等の課税方式の所得税との統一 令和6年1月1日

ウ 登記所から通知される住所に代わる事項の記載 令和6年4月1日

エ その他所要の整備 各事項の法施行日に応じた期日

(2) 経過措置

上記の施行期日から施行される各事項について、それぞれ、施行期日に係る年度から適用し、施行期日前に係るものについては、なお従前の例によるものとする等の経過措置を定めます。

第35号議案 草加市体育施設設置及び管理条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について【スポーツ振興課】

1 目的及び内容

松原テニスコート整備工事に遅れが生じたことにより、施設の設置に係る当該条例の施行期日を変更するものです。

【変更前】令和4年10月1日 → 【変更後】令和5年1月1日

2 施行期日

公布の日から施行します。

第36号議案 草加市立松原児童青少年交流センター設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定について【子ども育成課】

1 目的及び内容

草加市立松原児童青少年交流センター建設工事に遅れが生じたことにより、施設の設置に係る当該条例の施行期日を変更するものです。

【変更前】令和4年10月1日 → 【変更後】令和5年1月1日

2 施行期日

公布の日から施行します。

第37号議案 草加市こども医療費支給に関する条例等の一部を改正する条例の制定について【子育て支援課・保険年金課】

1 目的

子育て世帯、ひとり親世帯及び重度心身障がい者の経済的負担を軽減し、安心して医療を受けられる環境づくりの推進を図るため、こども医療費、ひとり親家庭等医療費及び重度心身障害者医療費の現物給付の対象医療機関等の範囲を拡大するとともに、ひと

り親家庭等医療費の自己負担金を廃止するため、次の条例を併せて改正するものです。

- (1) 草加市こども医療費支給に関する条例
- (2) 草加市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例
- (3) 草加市重度心身障害者医療費支給に関する条例

2 内容

(1) 現物給付の対象医療機関等の範囲の拡大

こども医療費、ひとり親家庭等医療費、重度心身障害者医療費の現物給付（医療機関等の窓口で保険証と受給者証を提示することにより窓口での現金負担がなくなるもの）の対象となる医療機関等の範囲を、県内に所在する医療機関等に拡大します。

【現物給付対象医療機関等】

改正前	改正後
<u>市内</u> 所在保険医療機関等 (市外の場合は一旦受診者が負担し、後に償還払い)	<u>県内</u> 所在保険医療機関等全て ※市外の柔道整復、あんま・はり・きゅう等は現物給付対象外（市内は対象）

(参考) 各医療費の対象年齢

こども医療費：通院１５歳・入院１８歳年度末まで
ひとり親家庭等医療費：対象児童が１８歳に到達するまでの親とその児童
重度心身障害者医療費：重度の障がいのある者全年齢

(2) ひとり親家庭等医療費の自己負担金の廃止

市町村民税が課税されている受給者に求めていた自己負担金を廃止します。

【ひとり親家庭等医療費の自己負担金】

改正前	改正後
【外来の場合】１医療機関１人ごと同一月につき １，０００円 【入院の場合】１医療機関１人ごとに１日当たり １，２００円	廃止

3 施行期日等

(1) 施行期日

こども医療費及び重度心身障害者医療費については令和４年１０月１日から、ひとり親家庭等医療費については令和５年１月１日から施行します。

(2) 経過措置

改正後の条例の規定は、施行の日以後の医療に係る医療費について適用し、施行の日前の医療に係る医療費については、なお従前の例によるものとします。

<影響等>

- ・現物給付対象医療機関等の拡大

今まで受給者が申請していた市外受診分の手続を審査支払機関へ委託するため委託料が増加します。

影響額 審査支払機関への手数料：約４８０万円の増

電算委託料（システム改修費）：約１，６００万円

- ・ひとり親家庭等医療費の自己負担金の廃止

影響額 約５００万円（５か年平均）※県補助金の増額が見込まれるため、一般財源は増加しない想定です。

第３８号議案 草加市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について【建築安全課】

１ 目的

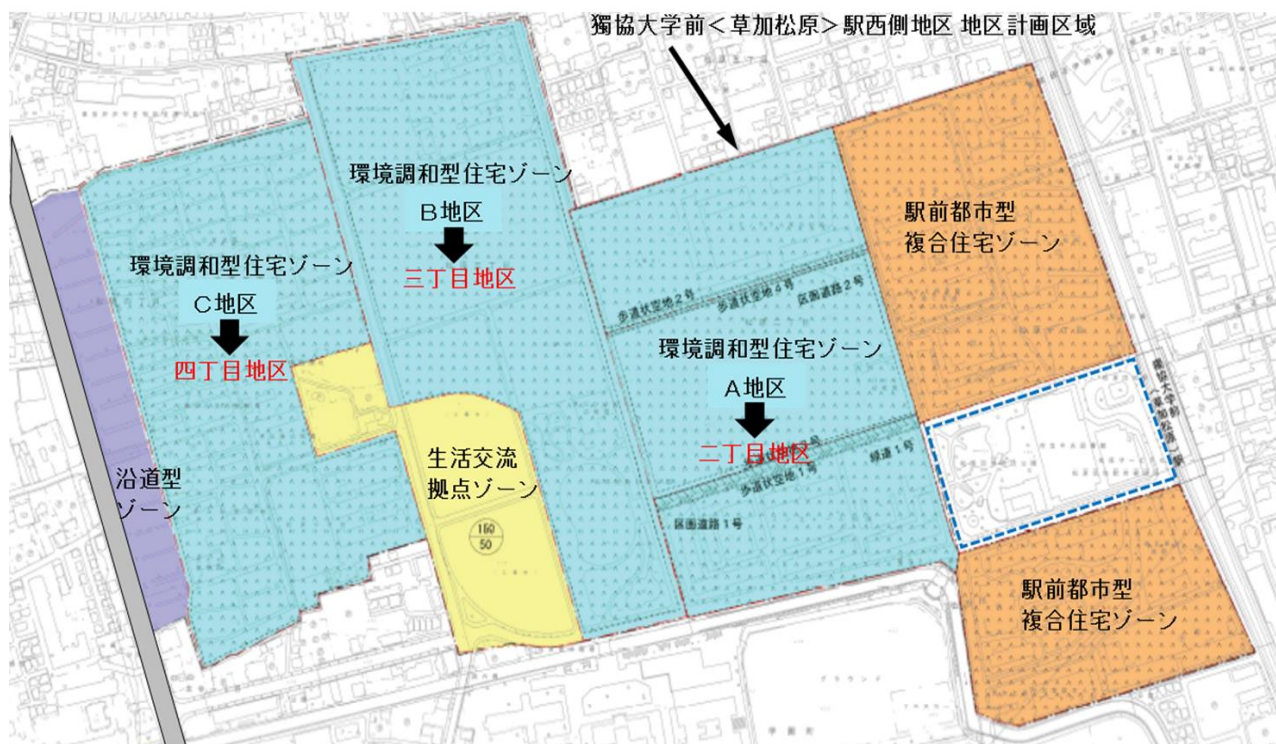
草加都市計画地区計画の変更に伴い、獨協大学前＜草加松原＞駅西側地区地区整備計画区域における環境調和型住宅ゾーンの地区の名称を変更するとともに、草加柿木産業団地地区地区整備計画区域における建築物の壁面の位置の制限の一部について除外対象を定めるものです。

２ 内容

(1) 獨協大学前＜草加松原＞駅西側地区地区整備計画区域における地区の名称変更

獨協大学前＜草加松原＞駅西側地区地区整備計画区域のうち、環境調和型ゾーンの地区（Ａ・Ｂ・Ｃ地区）の名称を次のとおり変更します。

変更前	変更後
環境調和型住宅ゾーン (<u>Ａ地区</u>)	環境調和型住宅ゾーン (<u>二丁目地区</u>)
環境調和型住宅ゾーン (<u>Ｂ地区</u>)	環境調和型住宅ゾーン (<u>三丁目地区</u>)
環境調和型住宅ゾーン (<u>Ｃ地区</u>)	環境調和型住宅ゾーン (<u>四丁目地区</u>)



(2) 草加柿木産業団地地区地区整備計画区域における壁面の位置の制限の除外対象の規定

草加柿木産業団地地区地区整備計画区域における建築物の壁面の位置の制限のうち、次のとおり道路・水路までの後退距離の定めの一部について、除外対象を規定します。

【外壁面等から道路の境界線及び水路の境界線までの後退距離】

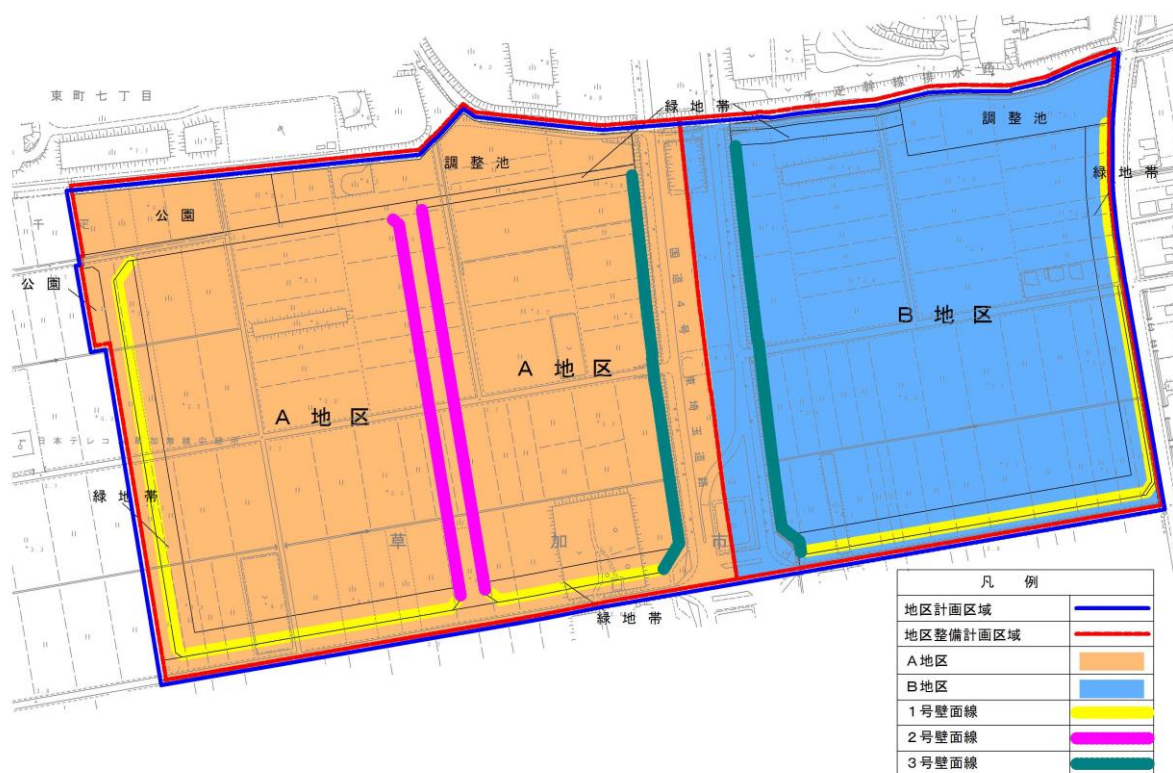
壁面線の区分ごとの後退距離
1号壁面線（地区整備計画図に示す壁面線の区分で、区域の東・西・南側に当たります。）の道路の境界線及び水路の境界線までの後退距離 <u>15メートル以上</u>
（参考）2号壁面線の道路の境界線 2.5メートル以上（変更なし）
（参考）3号壁面線の道路の境界線 5メートル以上（変更なし）

追加
←

（1号壁面線）
守衛所その他これに類する安全上、保安上やむを得ないと市長が認めたものについては、この限りでない。（除外規定）
※主には守衛所と、守衛所に付帯して建築する守衛交代要員のための休憩室などを想定

※壁面線の位置は次ページの図を参照

草加柿木産業団地地区地区整備計画図



3 施行期日等

(1) 施行期日

公布の日から施行します。

(2) 経過措置

壁面の位置の制限に対する除外規定を新設したことによる罰則の適用関係として、改正前の行為に係る罰則の適用は、なお従前のとおりとします。

<影響等>

- ・現在のところ、草加柿木産業団地地区地区整備計画区域で守衛所等の建築の相談を受けている実績はありません。

第39号議案 草加市市営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定について【資産活用課】

1 目的

配偶者からの暴力を受けた被害者の居住の安定を図り、その自立を支援するため、市営住宅の優先入居対象者のうち、配偶者からの暴力を受けた被害者の範囲を拡大するとともに、その他入居に係る条件の一部を明確化するものです。

2 内容

(1) 配偶者からの暴力を受けた被害者の範囲の拡大

市営住宅の入居資格条件を満たす者のうち、配偶者からの暴力を受けた被害者として優先入居の対象とする範囲（現行①及び②）に、次のとおり新たに③に該当する者を追加します。

【配偶者からの暴力を受けた被害者として優先入居対象者となる者】

- ① 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の規定による一時保護、婦人保護施設における保護又は児童福祉法の母子生活支援施設における保護が終了した日から起算して5年を経過していない者
- ② 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の規定により裁判所がした命令の申立てを行い、その命令の効力を生じた日から起算して5年を経過していない者



- ③ 婦人相談所等（主には婦人相談センター（県）、配偶者暴力相談支援センター（市）等を想定）により、配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書等が発行されている者

(2) その他入居に係る条件の一部の明確化

市営住宅の入居の資格に関する条文のうち、障がいの程度を記載している部分について、現行事務の実態に合わせて分かりやすいよう条文を明確化するものです。

3 施行期日

令和4年7月1日から施行します。

第40・41号議案 指定管理者の指定について【スポーツ振興課・子ども育成課】

松原テニスコート及び草加市立松原児童青少年交流センターの指定管理者を指定するものです。

管理を行わせる施設	指定管理者	期間
松原テニスコート	草加市瀬崎六丁目31番1号 草加市スポーツ健康都市記念体育館内 公益財団法人草加市スポーツ協会 会長 谷古宇 勘司	令和5年1月1日 から令和9年3月 31日まで
草加市立松原児童青少年交流センター	愛知県名古屋市中区葵三丁目15番31号 株式会社日本保育サービス 代表取締役社長 坂井 徹	令和5年1月1日 から令和9年3月 31日まで

第42号議案 監査委員の選任につき同意を求めることについて【職員課】

監査委員^{なかむらゆきひこ}中村幸彦氏は、令和4年7月8日をもって任期満了となるので、引き続き同氏を監査委員に選任したく、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めるものです。

報 告

第 6 号報告 専決処分の報告について（事故による損害賠償）

1 事故の概要

令和 4 年 2 月 2 8 日午前 1 0 時 4 5 分頃、生活支援課の職員が公務のため公用車で草加市吉町一丁目 6 2 番 3 の公用車駐車場から公道へ出るため停車していたところ、右前方から進入しようとしてきた車両の進入経路を確保するため公用車を後進させた際、公用車の後方に停車していた自動車と接触し、車両を損傷したものです。

2 損害賠償の額

2 5 0 , 4 8 6 円

（物件損害賠償・自動車共済により全額補填・過失割合 市：1 0 割）

3 専決処分日

令和 4 年 4 月 1 9 日

第 7 号報告 令和 3 年度草加市一般会計継続費繰越計算書の報告について

第 8 号報告 令和 3 年度草加市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

第 9 号報告 令和 3 年度草加市一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について

第 1 0 号報告 令和 3 年度草加都市計画事業新田駅西口土地区画整理事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について

第 1 1 号報告 令和 3 年度草加市水道事業会計継続費繰越計算書の報告について

第 1 2 号報告 令和 3 年度草加市水道事業会計予算繰越計算書の報告について

第 1 3 号報告 令和 3 年度草加市公共下水道事業会計予算繰越計算書の報告について

第 1 4 号報告 令和 3 年度草加市土地開発公社事業報告書及び事業会計決算書の提出について

第 1 5 号報告 令和 3 年度公益財団法人草加市スポーツ協会事業報告書及び決算書の提出について

第 1 6 号報告 令和 3 年度公益財団法人草加市文化協会事業報告書及び決算書の提出について